

(様式－1)

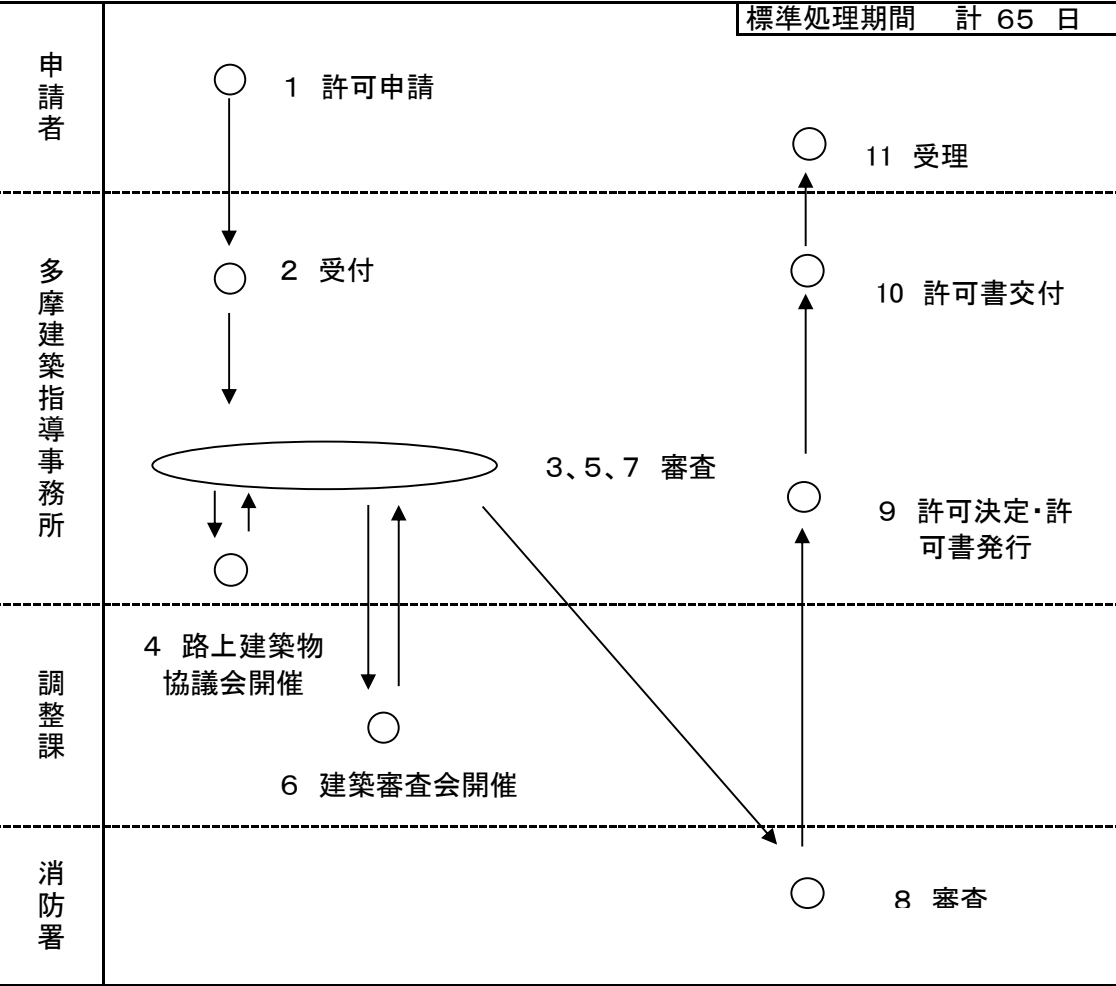
(様式－1)

(令和7年9月16日改訂)

事務処理フロー図

事務名 道路内建築物の許可

《事務処理フロー図》



作成部署	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課	電話042-548-2044
	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課	電話042-313-3382・3384
	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課	電話0428-23-3423

《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	許可申請	申請者は、受付窓口申請書を提出し、申請手数料を納付します。
2	受付	提出された許可申請書の形式審査を行い、適正であれば手数料を徴収の上、受け付けます。
3、5、7	受理・審査	許可することが相当な建築物であるか審査を行うとともに、道路管理者等関係機関の出席を求めて路上建築物協議会を開催します。
4	路上建築物協議会	道路管理者等関係機関が、各所管の立場から意見を述べて協議を行います。
6	建築審査会開催	建築審査会を開催し、建築審査会が許可相当と認めた場合に同意を与えます。
8	審査	建築計画につき、所轄消防署長に協議を行い、同意を得ます。
9	許可決定・許可書発行	路上協議会、建築審査会及び所轄消防署長の同意を得て、許可決定を行い許可書を発行します。
10	許可書交付	許可書を申請者に対し交付します。
11	受理	